

技術者制度検討会とりまとめについて

国土交通省

土地・建設産業局建設業課 課長補佐 城谷 泰朗

建設業における優秀な技術者の確保・育成、その評価・活用等を効果的に推進し、将来における建設工事の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業の発展に資する技術者制度のあり方について検討を行うため、昨年11月に技術者制度検討会を設置しました。全5回会議を開催し、平成23年6月28日にとりまとめを行っています。

本稿ではそのうち、技術者に関するデータベースの整備、時代の変化を踏まえた業種区分の点検について、現状と課題、対策の方向性を抜粋し、その概要をご紹介します。

今後、このとりまとめを踏まえ具体的な検討を進めてまいります。

現状と課題

(1) 建設産業の現状

建設投資額のピーク時から半減に対し、建設業許可業者数はピーク時から17%程度の減少にとどまっており、建設産業は需給バランスが崩れ、激しい競争環境に置かれています。ダンピング受注による手抜き工事や品質の悪化、安全対策や環境対策の軽視、技術者の処遇や労働条件の悪化等の課題があります。また、海外市場への進出の支援策強化等の環境整備が求められています。

(2) 技術者の技術力の維持・向上における課題

建設工事の現場に配置される技術者とし

ては、建設業法に監理技術者、主任技術者が規定され、それぞれ必要な資格、役割等が定められています。一方、それ以外の技術者については、法律上の位置付けはなく、実績が十分に評価されていないとの声も聞かれます。

少子化の進展、雇用環境の悪化や職業としての魅力の低下により、建設業は新規入職者数が減少し、他産業と比べ高齢化が著しい状況にあります。今後、世代交代による技術の継承、技術水準の維持を危惧する声、あるいは、工事量の減少と退職年齢の高齢化等により、実績を有する一定の監理技術者等が同種の工事に配置される傾向にあり、若い技術者が現場で実績を積む機会が減少しているという指摘もあります。優秀な若手技術者の入職を促進し、技術力の継承を図っていくためには、業界を上げて総合的な取組を検討することが必要となっています。

(3) 工事現場の技術者配置における課題

工事現場には一定の資格、明確な雇用関係を有する技術者を配置し、公共性のある施設等に関する一定額以上の重要な建設工事においては技術者の専任配置が求められています。一方、技術者配置等にかかる監督処分は後を絶たない状況です。公共工事では監理技術者に係る一定の確認が行われていますが、公共工事の主任技術者や民間工事において十分な確認が行われていない場合があります。技術者を適正に配置しない企

業が排除されず、健全な競争環境が阻害される恐れがあります。

(4) 建設工事の実態に即した業種区分のあり方

建設工事は、多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、それぞれ施工技術上の特性が異なるため、それぞれの専門的技術分野において建設業を営む者の資質の向上、施工能力を確保する必要から、業種別許可制度が採用されています。

現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して設定されたものであるが、約40年が経過し建設業を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。建設工事の内容の変化、専門技術の進展が著しい分野もあり、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検が必要です。

対策の方向性

(1) 技術者に関するデータベースの整備

①データベースの構築

技術者の適正配置を確保するため、必要な資格等を有し、雇用関係の明確な技術者本人であることを確認するための技術者に関するデータベースを整備し、発注者、許可行政庁等がこれに容易にアクセスし確認できるしくみを構築します。データベースは、関連する他のデータベースと相互連携することにより、情報の収集や真正性の確認が可能となるように制度設計されるべきです。これらのデータベースや関連するしくみの整備と併せて、監理技術者資格者証の交付制度は廃止します。

データベースに登録すべき情報項目は、本人性、資格要件、所属建設企業の確認のための情報の他、データベースの更新要件に関する情報等、効率的に登録・確認することができるようにすべきです。また、継

続教育の履歴、工事实績、主要な表彰実績、主要な民間資格等の情報については、それらの課題を踏まえて、今後検討していく必要があります。

②技術者の現場配置情報の収集

技術者の工事实績はデータベースの情報として有効であり、これを現場配置情報として収集するしくみを導入すべきです。企業名、監理技術者（主任技術者）の氏名、専任の有無、資格名に加え、工事名称、工期、施工場所の住所を収集することで、基本的な現場配置情報は収集することができると考えられます。技術者若しくは所属企業が、インターネット等を通じてデータベースに入力することが想定されますが、技術者配置に関する責任の所在や効率的な運用を考慮しながら合理的な手続きを定める必要があります。

また、建設業の海外展開も考慮すると、海外の工事に従事した情報もデータベースに盛り込むべきです。

技術者の現場配置情報が収集されデータベース上に蓄積されると、技術者本人の工事实績として活用されるとともに、民間工事を含めてシステム上での専任の確認が可能になり、企業や技術者にとって専任違反の抑止効果が期待できます。

③更新要件の設定について

技術検定等の国家資格が更新制でないことに鑑み、また不正を防止する観点から、技術者のデータベースは定期的な更新制を有することが必要です。

発注者からも施工者からもニーズの高い建設工事に関する法律制度、安全・環境等の施工管理（以下、「必修分野」という。）に限定した最低限必要な学習すべき内容を位置づけるとともに、建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法については、専門分野、技術水準に応じてニーズが

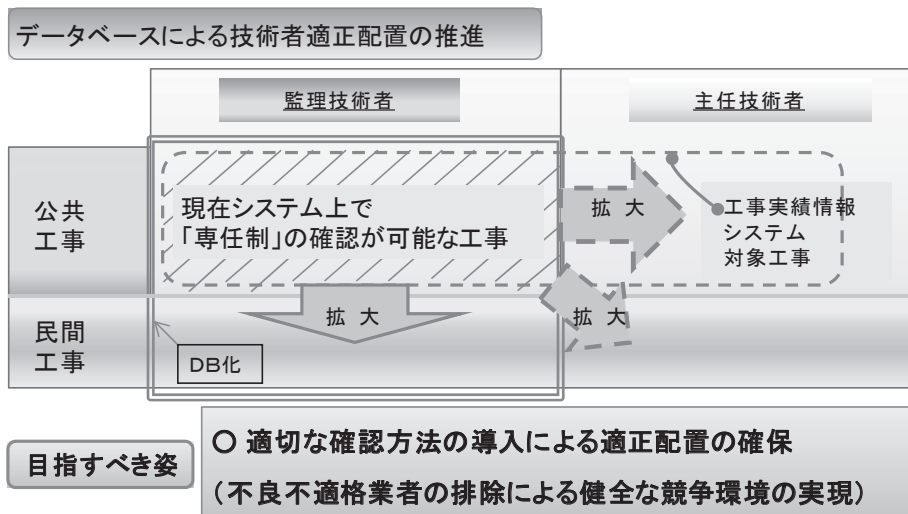
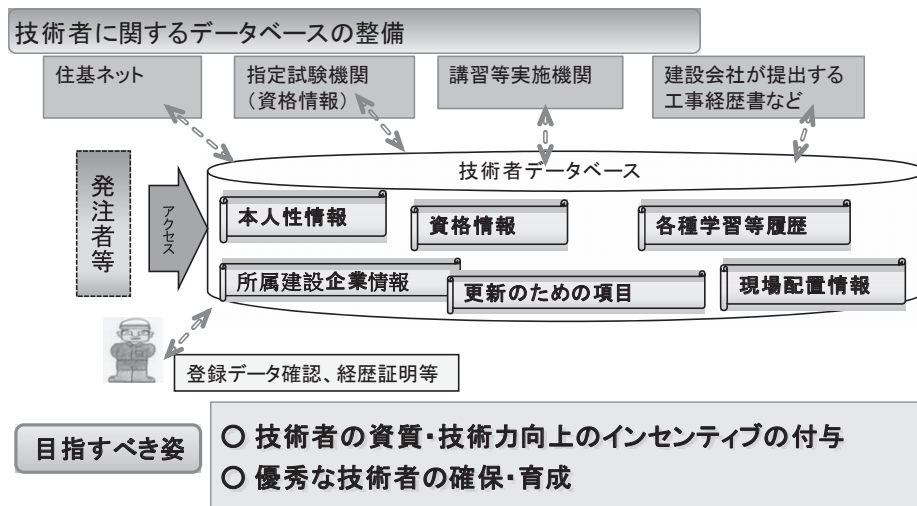
異なることから、各技術者の自主性に任せ、継続教育として取り組まれることが適当と考えられます。必修分野の取組みの確認は、更新の要件として設定し、現在ののような義務としての講習に代えて、例えば、「他の技術検定種目等の国家資格の取得」、「更新検定の合格（例えば同種の技術検定の学科試験）」、「継続教育（CPD）による必修分野に関する教育」、「必要最低限の知識を習得する学習機会」などが考えられます。

また、優秀な技術者を高く評価する観点

から、優良工事の表彰を受けた技術者、一定の工事実績がある技術者について、更新の特例措置を設けることも考えられます。

④データベース活用と留意事項

データベースの情報の公開については、個人情報の保護に配慮しつつ、発注者への情報提供や技術者の社会的なステータスの向上等のためには一定の公開が必要と考えられます。将来の建設業のあり方も踏まえながら必要な範囲で情報を公開することについて、今後、業界の意見も聞きつつ対応を検討すべきです。



また、技術者のデータベースは、まずは一定規模以上の建設工事において請負人の指導・監督を含む総合的な管理を行う監理技術者を対象として整備されるものであるが、不良不適格業者の排除等の観点からも、データベース登録の対象となる技術者の拡充について、検討を進めていく必要があります。

また、管理運営に係る費用は基本的には登録する技術者に求めることが、制度の安定性、合理性から適当と考えられるが、できる限り少ない負担となること、事務量等の実態に応じた合理的な設定がなされる等の必要があります。

技術者のデータベースに関する制度設計にあたっては、監理技術者資格者証の代替だけでなく、多角的な活用の可能性も考慮すべきです。

(2) 時代の変化を踏まえた業種区分の点検

建設業をとりまく社会状況や建設工事の内容の変化、専門技術の進展の状況を踏まえ、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検を行う必要があります。

まず、基本的な視点として、「当該工事に必要な技術の専門性（他業種との差別化

の状況）」、「当該工事に必要な技術の補完性（他業種との共通性）」が挙げられます。また、外形的なデータからの視点として、「業種別の（若しくは予想される）許可業者数、完成工事量またその動向」、「業種別の（若しくは予想される）他業種の許可との重複状況」、その他に考慮すべき視点として、「当該工事の施工場所、施工時期（工程）の共通性」、「元請となることが多い業種、下請となることが多い業種を区分しての検証」、「当該工事の独立性に関する発注者、建設業界等の認識などの取引の実態」、「民間発注者、場合によっては個人が活用することを意識した業種区分のあり方」、「関連する法令等の新設など社会的ニーズの発生状況」、「関連業界の実態」が挙げられます。これらの視点に基づき、可能な限り定量的、客観的に分析・検証するとともに、エンドユーザーである発注者等の保護に資するよう、建設業界の意見を聴取し、総合的に検討する必要があります。また、昭和46年に現在の業種区分が設定されて以来40年間見直しに至らなかったことを踏まえ、時代の変化に柔軟に対応できるような望ましい業種区分のあり方についても、研究していく必要があります。